

医政発第 000334 号
平成 26 年 7 月 9 日

熊本市薬剤師会 会長 様

熊本市保健所長 大塚 博史
(公印省略)

脱法ドラッグに対する指導取締りの強化について

日頃から、熊本市の薬務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、このことについて、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知についてもよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
熊本市保健所 医療政策課
担当 荒木、篠塚
TEL 364-3186
FAX 371-5172

薬食監麻発0703第1号
平成26年7月3日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

脱法ドラッグに対する指導取締りの強化について

脱法ドラッグに対する指導取締りについては、これまで「違法ドラッグに対する指導取締りの強化について」（平成24年3月30日付薬食監麻発0330第7号当職通知）等により行われてきていますが、依然として、脱法ドラッグを使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発しており、先日も、JR池袋駅付近で脱法ドラッグを使用したと疑われる者が運転する自動車が暴走し、多数の死傷者を出すという事件が発生したところです。

このため、貴職におかれましては、管内の脱法ドラッグを販売する事業者（インターネット事業者を含む。）の詳細な実態把握、同事業者への積極的な立入検査の実施等、脱法ドラッグに対する指導取締りの一層の強化をお願いします。

また、事業者の実態把握、立入検査の実施等に当たっては、各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）、都道府県警察と密に連携し、取締りを実施するようお願いします。

なお、既に同種対策を推進している地方自治体にあつては、引き続きその推進に努めてください。